

中小連結法人の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	法人名	( )
各 連 結 法 人 に お け る 金 額 を 合 計 し た 後 の 計 算	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)		1	円
	比較教育訓練費の合計額 (各連結法人の(16)の合計)		2	円
	教育訓練費増加割合 $\frac{(1)-(2)}{(2)}$		3	
	教育係る訓練費控除の割合に合	(3) ≥ 40 % の場合	4	0.2
		(3) < 40 % の場合 (3) × 0.5 (小数点以下3位未満切捨て)	5	
	教育訓練費の額の支出基準額 ( ((1) × (4)) 又は ((1) × (5)) )		6	円
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)		7	
	当期税額基準額 $(7) \times \frac{10}{100}$		8	
	法人税額の特別控除額 (6)と(8)のうち少ない金額)		9	
	教育訓練費の額		10	円
連結事業年度又は事業年度	教育訓練費の額	当期の月数 (11)の月数	改定教育訓練費の額 (12) × (13)	
11	12	13	14	
前二年以内開始連結事業年度又は前二年以内開始事業年度	円	—	円	
・ ・				
・ ・				
・ ・		—		
・ ・				
・ ・		—		
・ ・				
(14) の合計額		15	円	
比較教育訓練費の額 $(15) \div \left( \frac{\text{連結事業年度又は事業年度の数}}{\text{事業年度の数}} \right)$		16		
特別控除額の個別帰属額 $(9) \times \frac{(10)}{(1)}$		17		

別表六の二十四 平二十・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の15の2第2項（中小連結法人の教育訓練費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「教育訓練費の額10」には、当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される中小連結親法人又はその中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の教育訓練費の額を記載します。  
なお、教育訓練費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
- 3 「教育訓練費の額の支出基準額（ $((1) \times (4))$ 又は $((1) \times (5))$ ）6」には、「5」欄の記載がない場合には「 $(1) \times (4)$ 」の金額を記載し、「5」欄の記載がある場合には「 $(1) \times (5)$ 」の金額を記載します。
- 4 「前二年以内開始連結事業年度又は前二年以内開始事業年度」には、適用年度の開始の日前2年以内に開始した各連結事業年度又は事業年度を記載します。
- 5 「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11)の月数}}$  13」の分子には、当期の月数を、  
分母には、「11」の連結事業年度又は事業年度の月数をそれぞれ記載します。  
なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 6 「比較教育訓練費の額(15)÷（連結事業年度又は事業年度の数）16」には、「15」欄の金額を適用年度の開始の日前2年以内に開始した各連結事業年度又は事業年度の数で除して計算した金額を記載します。
- 7 この明細書には、適用年度における教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額のそれぞれについて、平成20年改正前の措置法規則第22条の29第4項各号（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る記載事項）に掲げる次のような事項を記載した書類の添付が必要とされますので御注意ください。
  - (1) 教育訓練等の実施年月日又は実施期間
  - (2) 教育訓練等の内容
  - (3) 教育訓練等に参加した使用人の氏名
  - (4) その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名等及び住所等
  - (5) その他参考となるべき事項